

第5回太田市景観審議会会議録

開催日時	平成24年10月1日(月)午後2時30分～午後4時
開催場所	太田市役所 10階 10A会議室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・増山正明委員 ・渡邊美樹委員 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・荒井壯佳委員 ・小林則子委員 ・小林良男委員 ・深澤珠代委員 ・茂木一博委員 ・岩崎和男委員 ・大河原葆委員 ・栗原智史委員 ・篠原 貴委員 ・山田昌弘委員
事務局	(都市政策部) 今泉副部長 (都市計画課) 飯島課長補佐、八木田主査、桑子主事補
事務局 (今泉副部長)	<p>(1 開会)</p> <p>只今より第5回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (今泉副部長)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
増山会長	<p>増山でございます。審議会の冒頭ということで、一言ご挨拶させていただきます。</p> <p>景観審議会委員の改選に伴い、先ほど市長より委嘱状の交付を受けました。審議会の任期は二年間となっておりますので、委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>太田市は、景観づくりの取り組みの中でも、特に屋外広告物の適正化表示に向けた取り組みを積極的に推進しているところでございます。このほか、市の景観計画に定められた施策も多くあります。今後、この審議会では、太田市の景観づくりについてご審議いただくこととなります。太田市の良好な景観を後世に引き継ぐということも勿論ではありますが、新たに景観を創出するということもあろうかと思っております。</p> <p>委員になられました皆様のご協力をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。審議に先立ちまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (今泉副部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願ひいたします。</p>
増山議長	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、ご了承賜りたいと思っております。</p>

増山議長	<p>(3 議席の決定)</p> <p>それでは、日程第3、議席の決定をいたします。 議席は、審議会名簿に従いまして、順に一番、二番といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。 それでは、審議会委員名簿のとおり、議席を決定いたします。なお、念のために、議席の順番について事務局から朗読させたいと思います。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>それでは、議席の順番を朗読させていただきます。</p> <p>1番 増山会長、2番 渡邊会長職務代理者、 3番 柳澤委員、4番 若林委員、5番 荒井委員 6番 小林則子委員、7番 小林良男委員 8番 鈴木委員、9番 深澤委員、10番 茂木委員 11番 岩崎委員、12番 大河原委員 13番 栗原委員、14番 篠原委員、15番 山田委員</p> <p>以上が議席でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
増山議長	<p>(4 会期の決定)</p> <p>日程第4、会期の決定についてお諮りいたします。 本会議の会期は、本日一日と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は、本日一日と決定いたしました。</p>
増山議長	<p>(5 会議録署名人の指名)</p> <p>次に日程第5、会議録署名人2名をご指名申し上げます。 議席番号10番 茂木委員 議席番号15番 山田委員 をご指名申し上げます。 よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>(6 議事)</p> <p>次に日程第6、議事に入りたいと思います。 議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>お手元の議案書2ページをご覧くださいと思います。議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任」についてという項です。部会につきましては景観条例の中で、景観に関する専門的な事項を審議する為、設置されているものです。太田市では、届出等審査部会、表彰等評価部会を設置しております。部会の審議事項につきましては議案書3ページをお開きください。太田市景観審議会部会設置要綱です。第2条で部会の名称と審議事項を示しております。 届出等審査部会につきましては、景観法16条第1項及び景観条例第13条第2項の規定による届出に関すること、太田市屋外広告物条</p>

	<p>例第7条第1項の許可に関する事、その他市長が認めた事項が審議事項となります。表彰等評価部会につきましては、景観条例第32条の規定による表彰に関する事、その他市長が認めた事項ということでもあります。</p> <p>部会では、これらの事項につきまして専門的にご審議いただきます。部会員については、原則、希望者を募るといった形ですが、学識経験者の委員に関しては予め選任させていただきたく思います。増山会長には届出等審査部会、渡邊会長職務代理者には表彰等評価部会、柳澤委員と若林委員には両部会をお願いいたしたく思います。その他の委員につきましては議案書4ページの部会員選出の表をご利用いただいで選出していただければと思います。なお表彰等評価部会は概ね7名程度を予定しております。届出等審査部会に関しては特に人数制限を設けておりません。</p>
増山議長	<p>只今、事務局より議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任」についての説明がありました。只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
大河原委員	<p>6ページに11件の候補が載っていますが、表彰というのは、これらの内どれが良いかを決めるということでしょうか。</p>
増山議長	<p>表彰等評価部会はそういうことになります。</p>
大河原委員	<p>届出等審査部会の方は、実際に屋外広告の届出があったときにそれが適切かどうか判断するというのでしょうか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>届出等審査部会に関しては、私どもで判断するのが難しい案件が出てきた場合ご審議いただく形となります。通常の届出に関しては、屋外広告物にしても、景観にしても、私どもの方で処理いたします。よほど難しい案件でもない限りご審議を仰ぐことはないかもしれません。あとは条例改正についてもご審議いただくことになると思います。</p>
大河原委員	<p>分かりました。</p>
増山議長	<p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。では、これまでのことを踏まえて、事務局の方で部会員選出に素案がありましたらお願いします。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>では、事務局の案を申し上げさせていただきます。</p> <p>先程申し上げたように、柳澤委員と若林委員には両部会に参加していただきたいと考えています。</p> <p>表彰等評価部会に関しては、各種団体からお二人、市民公募の委員の中からお二人お願いしたいと考えております。各種団体に関しては、建築の分野ということで小林則子委員、景観づくり活動の分野から小林良男委員をお願いしたいと考えております。市民公募の委員に関しては、大河原委員と山田委員をお願いしたいと考えております。</p> <p>他の委員につきましては届出等審査部会にご参加いただきたいと思ひます。</p>
増山議長	<p>只今、事務局の方から提示された案にご意見等ございますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、異議等ないようですのでお諮りいたします。部会長、副部会長の選任に関しても事務局の方で素案等ございますか。</p>

事務局 (飯島課長補佐)	<p>それでは、届出等審査部会につきましては、部会長として増山会長、副部会長については柳澤委員にお願いしたいと思います。</p> <p>表彰等評価部会につきましては、部会長を渡邊会長職務代理者、副部会長を若林委員にお願いしたいと思います。</p>
増山議長	<p>事務局から素案を示していただきましたが、いかがでしょうか。ご意見等ございますか。</p> <p>ご意見等ないようですのでお諮りいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任」につきまして、事務局の案に対するご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第1号に関しては事務局案の通りに決定されました。</p>
増山議長	<p>続きまして、報告第1号「第2回太田市景観賞応募結果」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>議案書の6ページをご覧ください。報告第1号としまして、「第2回太田市景観賞応募結果」について一覧表で示しております。</p> <p>8月1日から8月31日まで1ヶ月間の公募を実施したところ全部で11件の応募をいただきました。内訳としましては建築物が4件、屋外広告物が1件、設計が2件、景観づくり活動が4件、以上11件です。設計はいずれも公共施設ですので建築物ではなく設計した行為に関しての応募となります。こちらの審査については今月の中旬頃に、現地に赴いて実物を確認しながら行ないます。また、今月末に審議会を開いてその結果をご報告させていただこうと考えております。</p> <p>なお次ページの7ページ、8ページは景観賞を募集したときのチラシです。</p>
増山議長	<p>只今、事務局より報告第1号「第2回太田市景観賞応募結果」についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
山田委員	<p>応募状況に関しては、他にも応募物件があったけれど、ふるいをかけてこちらが残ったのでしょうか。それとも出てきたものがこちらだけであったのでしょうか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>応募いただいた物件はこちらで全てです。</p> <p>ちなみに去年は20件の応募がありましたので、応募件数が減ってしまったのは残念です。</p>
増山議長	<p>応募物件は全て応募条件をクリアしているということでよろしいでしょうか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>はい。</p>
増山議長	<p>他に何かございますか。</p>
山田委員	<p>具体的にどういった審査を行ないますか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>それにつきましては評価部会の方でお示ししますが、建築物であれば周囲との調和、周りの建物に対して配慮された外観を有しているかといったことが評価基準になるかと思えます。</p> <p>最終的には大賞1点と賞2点をお選びいただきますが、該当するも</p>

	のがなければ該当なしとします。必ずしも3点選ぶということでもありません。
増山議長	去年は大賞1点、賞2点出ましたよね。
事務局 (飯島課長補佐)	はい。募集チラシに載っているものが昨年の受賞物件になります。去年は大賞1点と賞2点が出ました。
増山議長	いま、11件の中で「建築物」と「屋外広告物」と「設計」と「景観づくり活動」という4つに分かれていますけれど、応募条件の2分類からすると、「建築物」と「屋外広告物」と「設計」は一括りとして考えてよろしいでしょうか。
事務局 (飯島課長補佐)	はい。
増山議長	応募対象は大きく2つに分かれているけれども、それぞれから賞を1つは出さないといけないといったことではないですよ。部門は分けていないですよ。
事務局 (飯島課長補佐)	はい。部門を分けるといったことはありません。
増山議長	他にご意見ございませんか。 では、こちらについては部会が今月中旬に開かれるということで、現地審査をお願いいたします。また、結果等については審議会の方に報告をお願いいたします。
栗原委員	よろしいでしょうか。 現地の方に行かれるということでしたけれど、それは部会の方が行かれるのでしょうか。行きたい人は部会の人間でもなくても行けるのでしょうか。
事務局 (飯島課長補佐)	部会の方には部会の招集をかけて行くことになりますけれど、ご希望があれば対応いたします。ただし、移動の手段等もありますので、車との兼合いということになるかと思えます。
増山議長	それは可能であればご相談いただければよろしいかと思えます。ただ、審査に加わるということではなくて、一緒に見て回るということでお願ひします。 他にはよろしいでしょうか。
岩崎委員	教えていただきたいのですが、議案書6ページの応募結果の1番と3番については、内容に「清掃」とあります。これは景観とは関係あるのでしょうか。
事務局 (飯島課長補佐)	これに関しては内容が多岐にわたっておりまして、樹木の剪定等も含まれます。一括りに「清掃」といった言葉を使っておりますが、中身としては景観活動として捉えております。
山田委員	私も「清掃」という言葉には違和感を覚えました。景観賞の募集要項の中に「景観づくり」という良い言葉があるのでそちらを用いた方がよろしいのではないのでしょうか。
事務局 (飯島課長補佐)	参考にさせていただきます。
増山議長	そうですね。今回の事例はどちらかというと「景観管理」といった方が適切かもしれませんね。 他にご意見等ございませんか。
小林良男委員	話が戻ってしまうのですが、現地の審査についてお聞きしたいこと

	<p>があります。昨年は事務局が先に現地視察に行きましたよね。その後、作っていただいた資料を部会で見た結果、やはり我々も現地に行ったほうがいだろうということで現地視察に行きましたよね。今回はどういった流れになるのでしょうか。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>今回ははじめから部会と事務局と一緒に現地視察を行なうことを考えております。事務局で事前に視察することは考えておりません。10月の中旬に評価部会で現地視察を行い、下旬に審議会へ報告をします。</p>
増山議長	<p>車等の手配もあると思いますが、視たい人も一緒に視るというシステムが確立できたらいいですね。確かに、届出部会の人間からすると応募案件に関して議論があっても、いま一つピンとこない部分が昨年はありましたから。第2回ということもありますのでこれから改善していきたいですね。</p>
増山議長	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 報告第1号「第2回太田市景観賞応募結果」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、報告第2号「景観行政の現状と今後の取り組み」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (飯島課長補佐)	<p>それでは議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>大きな括りで2つほどありますが、まずは「屋外広告物の適正化に関する取り組み」に関してご報告させていただきます。</p> <p>景観計画に基づいて様々な取り組みがありますが、太田市としては屋外広告が景観に与える影響が大きいということから、屋外広告物の適正表示に向けた取り組みを積極的に行なっております。</p> <p>平成23年1月1日から太田市屋外広告物条例が施行になりまして、「良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害の防止」という観点から条例で規制しております。</p> <p>「市民への周知」としましては、昨年度は市広報に「シリーズ屋外広告物」と題して月に一回記事を掲載してまいりました。</p> <p>また、「景観ボランティア・活動団体の活動」については景観ボランティアという制度がありまして、市が実施する講習会を受講していただいた方に景観ボランティアになっていただいております。はり紙やはり札、立看板といった簡易広告物で条例に違反しているものの除却や、景観を阻害しているものの通報をお願いしております。平成24年の9月末現在では景観ボランティア64名、活動団体2団体297名の方に活動していただいております。昨年度の実績は簡易除却60件、通報21件です。</p> <p>また、「違反広告物の一斉除却」につきましては、太田警察署や東京電力などの協力をいただきまして違反簡易広告物の一斉除却を実施いたしました。はり紙62枚、はり札7枚、立看板1個の除却をいたしました。なお、こちらの場合は電柱に貼られているはり紙がほとんどです。また、貼られている位置も高所が多く、危険を伴うという</p>

こともありますので、本年度は、東京電力やNTT等の電柱所有者に除却のお願いをしまして一斉除却はしない方針です。

その他には、ニューイヤー駅伝のコースの除却活動や道路上に表示している事業者への指導を行っております。

続きまして、「屋外広告物適正化旬間」についてですが、毎年9月1日から10日までの10日間を「屋外広告物適正化旬間」ということで国が定めております。これについては、市広報でお知らせすると同時に、市職員あるいは太田土木事務所、景観ボランティアの皆さんのご協力をいただきまして巡回パトロールを実施いたしました。また、今年度初の試みとしまして、各行政区の皆さんに巡回パトロールのご協力をお願いして、実施していただきました。

次に「違反広告物の是正指導」ですけれど、広報をご覧になった市民の方からご相談がありまして、その是正指導をしたのがきっかけで現在の是正指導につながっております。平成23年度の調査ですと3,574件の屋外広告物が確認されましたけれど、多くが無許可で表示されたものでした。そこで、路線の範囲を決めて順次是正指導に取り組んでまいりました。その他、自家広告物に関しては、延べ床面積が5千㎡を超える無許可の店舗について指導を行いました。それが一段落してから1千㎡を超える店舗に関しても無許可のものは指導いたしました。現在では9割近くの店舗が是正していただいております。

続きまして12ページをご覧ください。「既許可案件の更新時の是正指導」についてですが、基本的に長期の広告物に関しては最長で3年間の許可期間が与えられます。県の条例で許可を取ったものが3年経って太田市で許可の更新をされるわけですが、更新の手続きをする前に我々が事前に現地調査を行ないました。許可をとっている屋外広告と実際の屋外広告の状況を確認した上で、許可を受けたにもかかわらず許可条件に適合していない広告があった場合には、次回更新時までには是正するよう指導しております。

また、「今後の屋外広告物の取り組み」についてですが、屋外広告については景観に与える影響も大きいですし、そもそも許可申請が必要なものですから、許可基準に合うように表示していただくようお願いしていきます。まだ残っている道路・路線もありますので、引き続き非自家広告物については是正指導を進めていきたいと思っております。

13ページは屋外広告物の是正指導マップになります。是正指導の対象路線とこれからの対象路線を示しております。14ページは是正指導の状況を表示したのものになります。勧告までして対応していただけないケースもありますけれど、自家と非自家を併せて88.2%の是正は済んでおります。

続きまして、15ページをご覧ください。大きな括りの中での2つ目「平成24年度景観関連事業計画」です。

まずは「景観届出対象行為の届出受理」ですが、こちらは通常の届出の受付事務です。

次に、「第3回お気に入りの景観発表会」ですが、こちらは既に終了しております。庁舎の1階に写真を展示いたしました。「ぐんま景観展」に関しましても既に終了しております。こちらは、県庁の方で景観行政団体の景観に対する取り組みを展示したもので、県と12市町村の活動を展示いたしました。

次に、「第2回景観賞・景観講演会」ですけれども、内容としては、

	<p>良好な景観の形成に寄与していると認められる市民、事業者及び団体を表彰いたします。表彰式は12月12日の水曜日、午後1時開場、1時30分開演になります。会場については太田市社会教育総合センターの4階レクリエーション室をご用意しております。景観賞の表彰に関して、昨年は大賞1点と賞2点が出ましたので、表彰状と記念品として銘板を作成しました。今年も同じ予定です。「景観講演会」ですけれども、今年は公共の色彩を考える会副会長の松井英明先生にお願いしたいと考えております。松井先生は東京造形大学の非常勤講師と栃木県の景観アドバイザーを務められている方で、専門は色彩になります。演題については未確定ではありますが、屋外広告物と景観の関わりをメインにお話しいただこうと考えております。皆さんのご出席よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、「屋外広告物の許可申請等」ですが、こちらは先程から話に出ておりますので割愛させていただきます。</p> <p>「屋外広告物の適正化旬間」については、今年太田土木事務所にはり札6枚、立看板1個の除却をしていただきました。その他通報等もいただいております。景観ボランティアによるものは除却ではなくて通報ですが、立看板2個、広告板1個の通報を受けて私どもが除却いたしました。それから、行政区による違反簡易広告物の通報ですが、はり紙2枚、はり札9枚、立看板5個ということで12地区からご報告いただきました。こちらの除却に関しては我々が9月20日に行ないました。まだ全ての行政区から通報をいただいたわけではないので、途中経過ということになります。</p> <p>「その他」ということで、本年度も景観ボランティアの募集をしたところ7名の応募がありましたので講習会を実施して身分証等を交付いたしました。また、景観審議会の委員の公募に関しては12名の応募者がありましたが書類選考により5名を選出させていただきました。</p> <p>今後の課題としましては、景観計画で定めた施策の中で取り組まれていないものがありますので、こちらに取り組んでいきたいと考えております。具体的には景観形成重点地区、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定等です。その他の事も含めましてまだまだ取り組まなければならない課題がありますが、屋外広告物が一段落してからと考えております。</p> <p>以上です。</p>
増山議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局より報告第2号「景観行政の現状と今後の取り組み」についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
山田委員	<p>屋外広告物の適正化旬間のところのお話で、行政区に協力を仰いだということですがけれども、行政区を動かすということは市民活動の中でもすごい幅の広がりがあるので、大きな流れにもつながります。ですから勿体ないという思いが強いですね。屋外広告物だけだと動きが狭いというか、もっと上手く使えないかなと思いました。次回からは、屋外広告物だけに限らず自分たちが住んでいるところに何か景観的な問題がないか、或いは逆に優れているものがないか掘り起こしてもらおう頼んだらいかがでしょうか。それをどう動かすかは行政区に返してもいいし、行政で出来ることは行政でやってもいいし、いずれにしても住民の景観に対する関心をもっと深めていただけたらと思います。</p>

増山議長	ご意見ありがとうございます。行政区を動かすのであればもっと根本的に、また面的に動きを広げようということですね。他にはいかがでしょうか。
大河原委員	14ページの中に屋外広告物の手数料というものがございますが、これはどういったものでしょうか。
事務局 (飯島課長補佐)	これは屋外広告物の大きさによって手数料をいただいているというものです。長期の屋外広告物であれば1㎡あたり480円いただいております。広告物を表示する場合には、あらかじめ許可基準を満たした申請をして、手数料を収めてから初めて許可が下ります。
大河原委員	では市の収入になるということですね。
事務局 (飯島課長補佐)	はい。昨年度は7百万円超の収入がありました。ちなみに県のときは年度によって多少の波がありますが、2百万円から3百万円程度でした。
増山議長	他にご意見ございませんか。
若林委員	議案書15ページの景観関連事業「お気に入りの景観発表会」で「このとき、ここから、この景色」という題をつけられています。太田市の誇れる良い景観をといるときには視点場が重要だと思います。一つの対象を見るにも遠景、近景がありますし、また景観は季節の影響も受けますよね。桜の季節はここからの景色が良いということがあります。先程のタイトルにもありましたが、「このとき」あるいは「ここから」ならこの景色が良いという視点場を設けてはどうでしょうか。費用のかかることですので、平成24年度、25年度には無理でも、そういった計画を立ててみてはいかがでしょうか。
山田委員	景観審議会の中で屋外広告物や建築物の規制といったものはしっかり進められていると思うのですが、もともと景観条例をつくったときには景観重点地区を定めたり、太田の特色は何かといったような景観資産を定義したりすることが目的だったように思います。またそちらに方向をシフトする必要があるのではないのでしょうか。ビューポイントの設置というのも一つの案だと思います。
柳澤委員	私たちですと、景観というと看板ですとか建築物の方を考えがちですが、一般市民の方ですと「景色」という認識が強いのではないのでしょうか。そういった意味でもビューポイントというのは大切な要素ですよ。
増山議長	ご意見ありがとうございます。非常に有意義なご意見であったと思います。景観というのは対象物だけではなくて、対象物への視点も重要です。それに「このとき」という時間軸が入ってくるわけですね。予算的にも対象物に手を加えるより、視点場の整備という方面から景観に取り組む方が現実的な話であると思います。可能性のある話なので事務局の方にも素案を考えていただきながら、我々も協力するという形で進展させたいと思います。 他にはいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。 報告第2号「景観行政の現状と今後の取り組み」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、原案のとおり承認されました。
増山議長	以上をもちまして、審議を終了し、議長の職を終わらせていただき

	ます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (今泉副部長)	<p>(7 その他)</p> <p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>ただ今、ご審議いただきました案件につきましては、頂いたご意見等を参考に事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>その他、委員の皆様から、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局 (今泉副部長)	<p>(8 閉会)</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>